あなたの住民税（市・都民税）が変わります

平成19年度から税源移譲によって税率が変わり、また、定率減税の廃止により、住民税が変わります。

問合せ　課税課市民税係

1面「平成19年度施政方針」の続き

●行財政運営について

課題の第三は、後世の市民に負担を残さないことであり、自立、自治の確立であります。環境面や行財政の面では、後年度負担をできる限り減らし、私たちが、我慢できることは我慢するということです。

福生市におきましても、市民の主体的な行動エネルギーは、かなり大きくなってきてはいますが、まだまだ、市民自治へと繋（つな）がり、分権論議へと拡大してはいない状況でもあります。

市民が、自治体の厳しい財政等の現実を自らの問題として認識し、積極的な市民参加や市民による市政運営の監視を強固なものとしていかなければなりません。一層の情報の共有を進め、街は市民自らが創っていくものであるという雰囲気、環境を作っていくことが重要であります。

三位一体改革での税源移譲の問題についても、自前の税源として主体的に活用できる反面、税を集めるのは地方自治体であり、集められなければ市民サービスを含めた厳しい行政運営をしなければなりません。義務としての納税をしなければ、その分受益は減り、他の市民に迷惑を掛けることになります。

福生市の財政状況は、単年度収支から財政調整基金の取り崩し、臨時財政対策債を除くと、連続してマイナスとなっており、大変厳しい状況であります。

特に、福祉、保健、医療の分野に係る歳出比率が非常に高いわけですが、市民の自立的な健康づくりを促す健康ふっさ21計画や福生病院の改築に沿った健康増進策は、財政という面よりも、自立して、健康寿命を全うできる人生、その人生を送ることができる街づくりとして大変重要であります。

福生市地域福祉計画に沿った、障害者、高齢者等、ハンディキャップのある方々への支援、個々の状況に応じた十分な配慮については、申すまでもありません。

昨年夏に策定された「健康ふっさ21」

借金に頼らない、後年度負担を極力抑えつつ、市民サービスを維持していく、高コスト低負担の自治体と一面では評価される本市の行財政運営について、市民と情報の共有を図りながら、もう一度考えていかなければなりません。

分権型社会とは、市民、自治体自身が、どれだけ一生懸命やるか、努力するかということであります。自立、自治とは、大変厳しいものであることを改めて認識し、私たち自身の意識を変えていかなければ、持続可能な行財政、後世の市民に誇れる行動へと繋がってはいかないということです。

この歩みを一層確かなものとするためにも、行政改革を進め、骨格の強い行政組織を作らなければなりません。

行政改革の目的は、コストを上げることなく市民満足度を高めることにあり、職員の意識の改革ということも重要です。

長期的な視点に立ち、今行動することが、現在の市民、そして将来の福生市民のためになるという確固たる意識を持って仕事をする職員を、さらに増やしていかなければなりません。

また、職員の意識改革とともに、職員一人ひとりの能力を生かすことのできる組織、制度というものも重要であることから、組織改正とともに人事考課制度、給与構造改革にも取り組んでまいります。

新年度に実施する組織改正は、緊急に対応しなければならない課題の把握等を行い、第4次行政改革大綱の推進、市民サービスの向上や新しい公共分野への対応など、市民に開かれた新庁舎の完成を期に、組織として可能な限り対応できることを目的といたしております。

基本的には、総合的な子育て支援や総合窓口、安全安心まちづくりへの対応組織として、また職員配置では、重点課題への対応、通常業務内での職員技能の継承並びに計画的な新規職員の採用等を考慮する長期的視点での改正とし、緊急の課題や多様化する市民要望等への的確な対応を図ってまいります。

●心の豊かさの追求について

次に、第四の課題、心の豊かさの追求ということであります。

いつの頃からか、道徳観や社会規範意識の低下という問題が、深刻に論じられてきております。

法律を守らないことは論外としても、公共の施設への落書き、破損、電車などでのマナーの欠如、そして給食費の不払い、安全安心のまちが脅（おびや）かされる状況等、モラルの低下は、数え上げればきりがありません。

落書きされた公園のトイレ

人を思いやる心、お互いに助け合うことは、いつの時代であっても変わらぬ価値であり、私たちの行動の規範であります。

市民として自立し、お互いに協力し、協働する心の豊かさを追求することが必要な時であります。

そのためには、情報を共有し、議論し、行動するなかで、市民としての個の確立を図っていくこと、すなわちさまざまな形で繋がりあい、学びあうこと、そこからしか、心豊かな人間としての自己形成は、始まらないと考えています。

19年度の主要な事業

●教育、文化の分野

この分野では教育委員会の主体的な活動への支援を行うとともに、精神的にも豊かな生活構築のため大変重要であるとの認識のもと、施策を推進してまいります。

すべての子どもの健全育成を目的とした「ふっさっ子の広場（仮称）事業」やさまざまな体験をすることにより自立した、力のある子どもを育てる「子ども体験塾」の実施など、また、学力向上対策として、小学校授業指導補助員を、第1学年から第3学年までの国語、算数指導に拡大します。軽度な発達障害のある児童、生徒への特別支援教育の充実を図るため、小学校から中学校までの継続的支援を図ってまいります。

また、武蔵野台テニスコート改良事業など、体育施設の整備充実にも取り組んでまいります。

●福祉、保健、医療の分野

この分野では制度改革が大きな流れとして進んでおります。基本的な方向性としては、介護予防、健康増進へと向かっており、健康ふっさ21計画に基づく、全庁的な施策を推進してまいります。

児童館及び学童クラブについては、地域での子育て拠点として、重要性は高まっております。そのため、新年度から指定管理者制度、民間活力の導入により、利用者の利便性の向上を図ります。

指定管理者制度が導入される児童館
（写真は武蔵野台児童館）

また、子どもの育ち、家庭への支援の強化、総合的な子育て支援組織として、子ども家庭部を新設してまいります。

児童手当の増額や新規事業としての義務教育就学児医療費助成事業などの子育て支援策につきましても進めてまいります。

●都市基盤整備の分野

次に、都市基盤整備の分野ですが、福生市まちづくり景観条例が制定され、これからは、このルールに基づき、私たち一人ひとりが、意識を持って行動することが必要です。

第2回景観フォーラムの様子

暮らしやすい環境の構成要因は、日々の生活の拠点、あたたかい家庭を包む住宅があります。本市における住宅の質などの問題は、定住対策としても、防災対策としても緊急の課題となっており、重点的に取り組まなければならない課題であります。

現在策定中の住宅マスタープランや既存建築物耐震改修等促進計画に基づき、組織の強化も含めて、早急に取り組んでまいります。

主な新規事業といたしましては、昭和56年制定の新耐震基準以前の住宅、建築物の耐震化促進を図るための耐震診断助成事業、田園地区の市道幹線Ⅱ－18号線の改良事業や新堀橋から宮本橋までの市道第1185号線の整備などを予定しております。

●生活基盤整備の分野

生活基盤整備の分野ですが、幸いにも福生市は、大きな自然災害に見舞われたこ